

業務指示書

カメルーン国農業振興インフラ整備事業準備調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等をJICAに提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2015年12月9日 12時 まで

問合せ先： 調達部契約第二課 後藤 菜穂 Goto.Naho@jica.go.jp

質問に対する回答：2015年12月14日 までにJICAホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

1 共同企業体の結成の可否

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。)技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

() 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の団員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 外国籍人材の活用を認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：灌漑・農業セクターの円借款案件に係る各種業務

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、30ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（業務主任/全体構想計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：灌漑・農業セクターの円借款案件に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：カメルーン 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 農業計画/バリューチェーン/農家経済/財務分析】

- 1) 類似業務の経験：農業計画/バリューチェーン/農家経済/財務分析に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：カメルーン 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2015年12月18日 12時
- (2) 場所：JICA本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) JICAが定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、

- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- () 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。

- () 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

- () 本案件については、滞在期間中の不慮の事故等に備え、「救急医療センター(Centre Prive d' Urgence :CPU)」登録料として、同国滞在期間中1人当たり月額35ユーロ相当額を「雑費」として計上することができます。

(○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

() 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(XAF1 = 0.201 円 , US\$1 = 120.93 円 , EUR1 = 132.36 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

- () プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、
 - () 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。
 - () 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

- (1) 実施時期： ～
(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)
- (2) 実施場所： JICA本部 (麹町) 会議室
- (3) 実施方法：
- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
 - 2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。
(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)
- () 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。
- () 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。実施日時は上記(1)で指定された日時です。
- a) テレビ会議システム
ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、
注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
 - b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)
インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。
注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。
 - c) 電話会議
上記a)、b)とも不可の場合、通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35～45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

業務主任/全体構想計画

農業計画/バリューチェーン/農家経済/財務分析

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

11.84 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2016年1月8日(金)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目をJICAホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ(若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価 1 プロポーザルの評価基準」参照)。

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達>>コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式:

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>規程」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) は、本業務 (協力準備調査) の結果に基づきJICAによる無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される (その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される) 見込みです。

() 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) 及びその関連会社/系列会社 (親会社を含む。) は、本業務 (詳細設計) の結果に基づきJICAによる有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務 (調達補助を含む。) 以外の役務 (審査、評価を含む。) 及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

プロポーザル評価表
カメルーン国農業振興インフラ整備事業準備調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(34.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 業務主任/全体構想計画	(34.00)	(13.00)
ア) 類似業務の経験	13.00	5.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	6.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	7.00	3.00
オ) その他学位、資格等	5.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(13.00)
カ) 類似業務の経験	-	5.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	3.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	()	(8.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	8.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 農業計画/バリューチェーン/農家経済/財務分析	(16.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 業務の目的・内容に関する事項

1. プロジェクトの背景

中部アフリカに位置するカメルーン（人口約2,280万人、GNI1,350USD/c）は、豊富な降雨量（年間平均1,560mm）と高湿度、肥沃な土地や栽培に好適な標高（平均標高90m）等、農業に適した気候条件と土地条件を有していることから、農業は就業人口の約6割、GDPの約2割（2014年、世界銀行）を占める基幹産業となっており、ナイジェリアを始めとする近隣諸国への農産物の供給拠点としても重要な役割を担っている。特にコメについては、都市圏を中心に近年急激に消費が拡大しており、カメルーン国内のコメ消費量は2014年には25.5kg/人（アフリカ平均：17.8kg/人）に達している。しかしながら、急激に拡大するコメの需要に対して供給が追い付いておらず、2012年の国内のコメ生産量17万t（粳）に対し、55万t以上の精米を主にアジア諸国等から輸入し、同国の貿易収支の中で石油に続く第二位の輸入額となっていることから、国産米の生産と流通網の拡充が急務とされている。

また、コメを含む同国の農産品の生産、流通においては、農村道路の舗装率が5.2%と極めて低く、未舗装道路は悪路で雨期には通行困難となることから、収穫した農作物の約4割（2015年）を市場に出荷できない等のポストハーベストロスが深刻な問題となっており、コメを中心とする農産品の輸送インフラ整備も喫緊の課題となっている。

かかる背景から、同国政府は、最上位開発政策である「雇用と成長のための戦略文書2009」でコメを食糧安全保障上の重要な農作物に位置づけ、輸入依存を解消し、雇用創出と国内経済の発展につなげる観点から、稲作振興を重点政策に掲げている。上記背景の下、我が国が主導的に推進する「アフリカ稲作振興のための共同体」（以下「CARD」）イニシアティブにおいても、同国は第1グループ支援対象国に位置付けられている。CARDイニシアティブの下で策定された「稲作振興戦略文書」（以下「NRDS」）では、灌漑総面積を2008年の1.4万haから2018年までには3.3万haに拡大するとともに、コメ生産量についても2012年の17万tから2018年には約97万t（粳）に増加させることを目標に掲げている。また、機能的な農機の普及を通じた生産効率の向上、生産・加工技術の更なる向上と市場へのアクセス向上等が重点課題に位置付けられている。

上記目標に貢献すべく、我が国は2011年からコメ生産技術の普及を目的とした技術協力プロジェクトを実施しており、2015年迄に10,000人の農民に対して陸稲栽培を普及するなど順調な成果を上げている。

本事業は、右技術協力プロジェクト対象地において、コメを中心とした農産物の生産拡大及び流通網の拡充を図るため、灌漑整備、農村道路整備（以下「農道整備」）及び農業機械普及推進を円借款事業にて実施するもの。

2. プロジェクトの概要

(1) 事業名

カメルーン国 農業振興インフラ整備事業
(Agricultural Infrastructure Improvement Project)

(2) 事業の目的

本事業は、陸稲・水稻栽培技術普及を目的とした実施中及び実施予定の技術協力

プロジェクトの対象地域（北西部州、中央州、東部州、南部州）において、圃場と市場を繋ぐための農道整備を行うと共に、灌漑整備及び農業機材普及に取り組むことにより、コメの生産性の向上と流通の拡大を図り、もって同国のコメ自給率の向上、及び域内流通の推進による中部アフリカ域内の食糧安全保障の改善に寄与するもの。

（３）協力概要

- i. 土木工事：灌漑整備（排水路整備、圃場整備、耕作道路整備等）、農道整備、農業機械普及推進等
- ii. コンサルティング・サービス（詳細設計、入札補助施工監理等）

（４）対象地域

カメルーン国 北西部州、中央州、東部州、南部州

（５）関係官庁・機関

- ・実施機関：農業・農村開発省（以下「MINADER」）
- ・関係機関：公共事業省（以下「MINTP」）、ヌン溪谷上流開発公社（以下「UNVDA」）
- ・実施ユニット：MINADER 農業開発局（以下「DDA」）

（６）本プロジェクトに関連する我が国の主な援助活動

- ①技術協力プロジェクト「熱帯雨林地域陸稲振興プロジェクト」（以下「PRODERiP」）
 - （仏）Projet de Développement de la Riziculture Pluviale de Plateaux en Zone de Forêt à Pluviométrie Bimodale au Cameroun
 - （英）Upland Rice Development of the Tropical Forest Zone in Cameroon
 - 実施機関：MINADER
 - 協力期間：2011年5月～2016年5月
 - 協力概要：陸稲栽培に適する熱帯雨林地域（中央州、東部州、南部州）での陸稲品種・栽培技術の普及により栽培農家の増加を図る。
- ②技術協力プロジェクト「コメ振興プロジェクト」（以下「PRODERIP」）
 - （仏）Projet de Développement de la Riziculture Irriguée et Pluviale
 - （英）The Project for the Development of Irrigated and Rainfed Rice Cultivation
 - 実施機関：MINADER
 - 協力期間：2016年8月～2021年8月（予定）
 - 協力概要：本プロジェクトは、現在実施中の「熱帯雨林地域陸稲振興プロジェクト」の成果を踏まえ、陸稲に加え、より生産性の高い水稻栽培への支援を行う事でカメルーンの稲作振興の推進及びし、プロジェクト対象地域における白米の生産量と品質の向上、ひいてはカメルーン国のコメ自給率の上昇を目指す。

3. 業務の目的

本業務は、2011年から実施中の技術協力プロジェクト「PRODERiP」からの成果及び2016年から実施予定の技術協力プロジェクト「PRODERIP」の活動計画等を踏まえ、事業背景、目的及び内容を把握し、効果、技術的・経済的妥当性を検討のうえ、最適な事業スコープ、施工方法、事業費、事業実施体制、運営・維持管理体制、環境及び社会面の配慮、本邦技術活用条件（以下「STEP」）の適応可能性等、我が国の有償資金協力として実施するための審査に必要な調査を行うことを目的とする。

4. 業務の範囲

本業務は、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び調査留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の調査を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 円借款検討資料としての位置づけ

本業務の結果は、上記円借款事業（以下「本事業」）に対する審査をJICAが実施する際、その検討資料として用いられることとなる。このため事業内容の計画策定については、調査の過程で随時十分JICAと協議すること。

一方、当該審査の過程において、本業務の結果とは一部異なる結論となることがある可能性に留意し、カメルーン側関係者に本業務結果がそのまま円借款事業として承認されるとの誤解を与えないよう配慮すること。

(2) 主な協議先・カウンターパート

本事業の借入人となるカメルーン政府（借入人窓口は経済・計画・地方開発省）、実施機関であるMINADER、関係省庁（農道整備についてはMINTP、灌漑整備及び農業機械普及推進についてはUNVDA）と十分な協議を行うこと。

また、現地調査期間中は、JICAカメルーン事務所、PRODERiP及びPRODERIPの専門家等の邦人関係者とも情報交換を行いながら業務を進めること。

(3) 審査の重点項目

本業務の結果が円借款事業の審査の検討材料となるために、以下の項目については結果の取り纏めに際して、JICAから基本的な基準、取り纏めの様式等を指示することがある。審査にあたり必要な項目が追加される場合は、調査依頼（契約変更）を行う可能性がある。

- 1) 調達・施工方法
- 2) 事業費
- 3) 事業実施機関の実施体制
- 4) 操業・運営／維持管理体制
- 5) 運用・効果指標
- 6) 環境社会配慮

(4) 調査の前提

本業務は、カメルーンにおける JICA の農業開発プログラムの下、2011 年から実施中の PRODERIP 及び 2016 年から実施予定の PRODERIP との密接な連携が求められるところ、同プロジェクトの成果や活動計画等を十分に理解した上で、カメルーン全体及び事業対象地域の社会・経済状況、農業・稲作セクター開発の概況について整理を行う。

(5) 本業務における調査対象範囲について

本業務に関しては、2015 年 10 月に JICA が実施した協力準備調査の TOR ミッションの結果を踏まえつつ、灌漑施設整備、農道整備、農業機械普及促進に係る有償協力事業及びこれら施設の効果発現のためのソフトコンポーネント支援等の実施に向けた調査を行い、報告書を取り纏めるものとする。

なお、本業務では上記事業実施に伴うコストを算出するものの、本報告書を元にして本邦の有償協力範囲や援助スタンスの比較検討に使用することから、インフラ整備に関しては「6. 業務の内容」に記載するように、整備水準や整備範囲等ごとにコストを積算して総事業費の積み上げを行うとともに、各々の整備水準や整備範囲等の違いに関して必要なコメントを行うものとする。

(6) 農業・稲作セクターにおける他開発パートナーとの情報共有・連携

本事業の効果的・効率的な設計施工について検討するため、既に世界銀行やアフリカ開発銀行が実施している同セクター支援（農道整備、灌漑整備、農業金融融資制度等）の調査報告書や設計図書等を入手の上、施工状況、営農状況、運営管理状況、教訓等を確認し、本事業との効率的な連携（含む協調融資）の可能性を検討する。

(7) 本邦インフラ輸出及び STEP 適用の可能性の検討

カメルーンは国連及び世銀の所得階層別分類で低所得国に位置付けられることから、STEP の適用が可能であるところ、本業務において本邦企業の参画及び本邦技術活用の可能性（ライフサイクルコスト、イニシャルコスト等を含めた優位性）を検討し、その過程において実施機関と十分な協議を行う。

特に、仏語圏アフリカにおける農業・稲作セクターの円借款の供与実績は近年無いことから、同地域における本邦企業の入札関心有無や活動展開等を十分に情報収集・分析し、STEP 案件としての妥当性を検証する。

また、本事業で想定される本邦受注企業ないし調達先企業（サプライヤー）が円借款事業完成後もカメルーン国内で円滑に継続的に企業活動を展開できるよう、関連企業との情報交換を通じて、サプライチェーンやアフターケアサービス等のビジネスモデルの検討・提案を行う。

(8) 現地企業の施工能力の把握と対処方針（円借款附帯技術協力プロジェクト等）

本事業の実施機関となる MINADER は円借款の借り入れ実績が無い為、円借款事

業実施に際して必要とされる施工能力、現地民間企業による既往排水事業や圃場整備事業等を確認し、品質確保等の観点から必要とされる技術レベルを整理する。

また、必要によって、コンサルティング・サービスのソフトコンポーネント等を活用した施工能力向上に向けた技術移転、円借款附帯技術協力プロジェクトを活用した、発注者側の事業監理能力強化、日本ブランド農業機械普及に係るビジネスモデル形成等について検討・提案を行う。

(9) 環境社会配慮について

本事業は、「国際協力機構 環境配慮ガイドライン」(2010年4月公布)(以下「JICA 環境ガイドライン」)に掲げる農業セクター、影響を及ぼしやすい特性及び影響を受けやすい地域に該当するため、カテゴリ分類は「A」となることが想定される。このため、本業務の中で「環境アセスメント報告書」案及び「住民移転計画案」の作成、許認可の取得のための支援が必要とされる。なお、大規模な住民移転が想定されない場合には、「住民移転計画案」の代わりに「簡易住民移転計画案」の作成を行う。

(10) 事業概要の対外説明に係る資料作成支援等

本業務を通じて提案される円借款案件について、JICAが日本政府や環境社会配慮助言委員会、本邦企業等に審議・説明を行う必要がある場合には、その資料作成や質疑対応等の業務支援を依頼することがある。

6. 業務の内容

(1) インセプション・レポートの作成、協議

- 1) 要請書及び関連資料(先行調査等にて作成した報告書及び収集資料等)の分析・検討を行い、事業の全体像を把握する。併せて、調査全体の方針・方法を検討した上で、現地調査項目を整理し、調査計画を策定する。
- 2) 上記の作業を踏まえて、インセプション・レポートを作成する。
- 3) 現地調査の冒頭で、カメルーン側関係機関に対して、インセプション・レポートに基づき調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項、我が国固有償資金協力制度等を説明し、内容を協議・確認する。また協議結果は議事録としてまとめる。

(2) 事業の妥当性・協力範囲の再確認

- 1) 先行調査(「ナイジェリア連邦共和国・カメルーン共和国稲作振興プログラム策定支援協力準備調査」等)及び実施中の技術協力プロジェクトの結果をレビューし、本事業の背景、位置付けを再確認する。
- 2) 前項におけるレビューにより、自然条件、社会経済条件等の客観的データを収集した上で、本事業の妥当性及び協力範囲を検討・整理する。
- 3) 円借款の効果に係る評価ならびに評価指標の策定のためのベースライン調査を実施する。

(3) 本事業の計画を策定するに当たり、基礎となる開発計画・セクター情報の収集及び分析

既存情報のレビュー及び現地の調査により、以下の点について情報収集及び分析を行う。

1) 国家農業関連法、開発計画状況等

- ①国家経済開発計画
- ②農業全般開発計画（農業省の方向性）
- ③NRDS
- ④灌漑開発計画（灌漑局の方向性）
- ⑤水関連法
- ⑥土地関連法
- ⑦ジェンダーに関する取組等
- ⑧その他必要な法や計画

2) 国全体の農業関係情報

本業務については、再委託で実施することを認める。

- ①農業省の組織体系、出先事務所（役割等）、関係機関と農業関係者の人数等
- ②国の経済に占める農業の割合
- ③全国の農産物の生産状況
- ④県や市の農業開発計画、要望
- ⑤農家の年平均所得、一般国民との比較
- ⑥農産物の対象市場、輸出、輸入
- ⑦国全体の貧困率、農家貧困率
- ⑧平均耕地面積、主要農作物
- ⑨農業共同体、農業金融関係（一般的情報）
- ⑩肥料・農薬の一般情報（どの会社が生産し、どう農家に配布しているか等）
- ⑪グローバル・フード・バリューチェーンに関する調査（農産物の本邦裨益可能性も含む）
- ⑫その他

3) コメに関する調査

- ①農家の要望（主にコメに関しての農業機械、灌漑整備、技術移転要望）
- ②県や市のコメの開発振興計画、要望
- ③ポストハーベストにおけるコメのロスに関する調査（ロスの量、ロスの発生箇所、喪失された農業収入等）
- ④コメ流通・市場の現状・課題の調査
国外流出米の高額取引の要因調査（例：ナイジェリアの精米所の取引販売価格はカメルーン国内の軒先の価格よりも25%高い理由など）
- ⑤稲作収穫および収穫後処理の各段階（刈り取り、収集、コンポスト、保管、運搬、精米）について下記の調査を行い、対応策を提案
 - ア) 混米要因
 - イ) コメ品質保持・向上の課題と各段階での各主体（農家、UNDVA等）の役割

- と対応策、
ウ)各段階での技術的支援策等
エ)各段階での必要とされる農業機械

4)その他、各段階での記載の必要な事項

上記3)⑤の結果を踏まえ、下記の面でのコメの品質向上策を提案する。

- ① 技術面の提案
- ② ハード面の提案（施設）
- ③ 制度面の提案
- ④ その他必要な事項の提案

(4) 事業実施の妥当性確認および、事業内容の策定

上記調査・分析結果を踏まえ、本事業実施の妥当性および事業内容を検討する。

1) 本事業実施の妥当性

本事業のカメルーン国家方針の中での位置づけ、農業・稲作セクターの現状と今後の計画等を踏まえ、本事業の妥当性を確認する。

2) JICA の実施する「農業・農村開発プログラム」と本事業の整合性

本事業は、対カメルーン共和国国別援助方針に位置付けられる「農業・農村開発プログラム」の下、2011年以降実施中及び2016年から実施予定の2つの技術協力プロジェクト（PRODERiP 及び PRODERIP）との強い連携が求められるところ、各スキームで実施する活動のデマケーションを明確にし、中長期的な視点で高いシナジー効果が発揮できるよう、同プログラム及び本事業の活動内容の整理・検討を行う。なお、右業務に当たっては、JICA カメルーン事務所及び同技術プロジェクトの専門家、先方政府カウンターパートと十分に協議を行うこと。

(5) 本事業の計画策定に必要な調査・計画

灌漑整備、農道整備、農業機械普及促進コンポーネントについて、下記調査及び計画の実施・検討を行う。

1) 灌漑整備コンポーネント

灌漑整備候補対象地域は、UNVDA の管轄地域である北西部州のヌン渓谷上流を想定しており、PRODERiP 及び PRODERIP で実施予定の種子生産指導との相乗効果が図れるサイトを選定する。なお、本事業で想定される灌漑面積数は、以下の自然条件調査や土質調査等の結果を踏まえて最終的に確定するが、1,000ha 程度の規模を想定している。サイトの選定に当たっては、2015年10月にJICAが実施した本協力準備調査のTOR ミッション時にUNVDAより提出のあった「UNVDA 灌漑整備対象地図」を参考にする。

また、本灌漑整備事業には、耕作道路整備も含んでおり、同道路建設には土嚢技法等の本邦技術の活用可能性（同地域では、高い降雨量及び農業機械等の使用

による浸食に耐性を持ち、且つ地域住民の自助努力で維持管理が行われる技法が必要とされるため)について、検討・提案を行う。

本業務の下記①～③については再委託で実施することを認める。

① 地形調査/土質調査/土壌調査

灌漑及び耕作道路の既存基本設計の内容を確認し、以下の調査を行う。

- ア) 構造物の設計検討のための土質調査
- イ) 営農計画策定のための土壌調査等
- ウ) 地形調査

② 水文・気象・水資源調査

- ア) 計画洪水位(量)、計画渇水位(量)、期別灌漑可能面積を得るための気象水文調査
- イ) 既存基本設計調査結果を確認する目的で、河川等から取水しているならば、河床勾配、最大洪水流量、現状河川流の動向等の調査
- ウ) 用水路、排水路の現況調査(路線、形状、勾配、コンクリートか土水路か等)

③ 測量調査

用排水路、圃場等での必要な測量調査

④ 農業に関する現状調査

- ア) 受益農家数
- イ) 受益農家リスト(男女別)
- ウ) 農家の平均所得
- エ) 近年(過去3～5年間)の農業生産高
- オ) 農業形態
- カ) コメを含む農産物の主な市場
- キ) 農民組織の状況(男女別役割分担等)
- ク) 農米を含む農産物の流通・加工状況
- ケ) 上記のア)～ク)のデータや情報の中で、(男女別)と追記しているものは男女別に収集し、また追記していなくても男女別に収集可能なものは男女別に収集
- ケ) その他

⑤ 耕作道路の施工技術

- ア) 上記自然条件及び土質調査等を踏まえた土囊施工技法の適応可能性
- イ) 土囊施工技法活用に係る UNVDA の維持管理能力及び体制
- ウ) UNVDA 及び UNVDA 管轄地域住民等への土囊施工技法移転計画
- エ) 土囊以外の施工技術の提案

2) 農道整備コンポーネント

同国における農道整備支援は、先行して世界銀行とアフリカ開発銀行が実施しているところ、関係ドナーと十分な協議を行いながら、以下の調査等を通じて、本事業の融資対象となる農道リストを実施機関及び関係省庁と共に選定する。また、同コンポーネントにおける世界銀行やアフリカ開発銀行とのパラレル型協調融資の可能性も検討する。

なお、本農道整備コンポーネントは、コメを中心とする農産品の市場流通量の拡大を目的としていることから、融資対象道路の選定に当たっては、PRODERIP 及び PRODERIP 対象地域（北西部州、中央州、東部州、南部州）と市場を結び、経済的な効果が高い農道を優先する。その際、2015 年 10 月に JICA が実施した本協力準備調査の TOR ミッション時に実施機関より提出のあった「PRODERIP 対象地域農道候補案件リスト」及び「UNVDA 農道候補案件リスト」（計 1,743km）を参考にす

る。
また、以下の地盤調査や交通量調査等に鑑み、適切な舗装道路の種類（アスファルト舗装、コンクリート舗装、土囊等）の検討を行い、全体事業費（他のコンポーネントで必要となる投入規模）とのバランスを踏まえて、融資可能な総延長を確定する。

本業務の下記①、②、④、⑤については再委託で実施することを認める。

- ① 道路構造の構造物の設計検討のための地盤、地質調査（ボーリング、標準貫入試験、室内岩石/土質試験、地耐力試験、試掘調査等）
- ② 路線測量（中心線測量、道路縦断/横断測量等）、地形測量（あるいは地形データ入手）
- ③ 幹線道路と農道との関係（線形・勾配・路面状況等から農道と幹線道路を円滑に接続できる状況かを確認する）
- ④ 流通体系把握に必要な運搬・交通量調査
- ⑤ 農道整備による経済効果算定に必要なデータ収集
- ⑥ 適切な施工技法の確認
- ⑦ その他必要な調査

具体的な自然条件調査の細目（調査項目、調査内容、仕様、数量等）および工程については、コンサルタントがプロポーザルで提案することとする。また、上記項目以外に必要と判断される自然条件等の調査が考えられる場合は、併せてプロポーザルで提案することとする。

3) 農業機械普及推進コンポーネント

PRODERIP で予定されている日本式農業機械化モデルをパイロット導入する計画を踏まえ、円借款事業としての供与が可能な農業機械の種類（カントリーエレベーター、代かき機、田植機、バインダー、ハーベスター、コンバイン、乾燥機、粃すり機、米選機、精米機、等）を実施機関の維持管理体制・能力等を十分に勘案した上で検討・提案する。

また、本邦農機メーカーの進出に関しては現地でのメンテナンス体制を構築出来るかが重要な判断材料になるところ、関連代理店における本邦製品取扱可否や新規出店に係るビジネス環境等についても調査を行うと共に、部品ストックや技術者が不足している現状を改善するビジネスモデルの検討・提案を行う。

本業務の①、③、④、⑤については再委託で実施することを認める。

- ① 農家の農業機械のニーズ（男女別）
- ② 現地に必要とされる農業機械の選定（本邦農業機械導入可能性も含む）
- ③ 農業機械の維持管理に関する調査
- ④ 農家コミュニティーによる農業機械維持管理に関する調査

- ⑤ 現地建設・農業機器販売店に関する調査
- ⑥ 日本の主要な農機メーカーからのヒアリング
- ⑦ 農業機械に関連し、実践可能なジェンダー主流化の取り組みの調査。なお、本調査内容についてはコンサルタント側の創意・工夫による提案が望ましい。
- ⑧ その他

(6) 全体構想計画策定

上記結果に基づいて、コメを中心とした作物生産と農家収入向上に結び付くための全体構想計画を策定する。また、想定される灌漑整備、農道整備、農業機械普及促進コンポーネントの投入規模（概算）を提案する。

(7) インタリム・レポート (IT/R) の作成・協議

上記結果についてインタリム・レポート (IT/R) に取り纏め、カメルーン関係機関と十分協議・確認を行う。

その際、想定される本事業の金額規模を踏まえ、資金調達方法として円借款を活用することに関し、併せて借入人と協議・確認する。

(8) 本事業の施設概略設計及び施工計画

前項までの調査等で得た自然環境条件、地域分断対策等の社会配慮上の課題、安全対策、現地建設事情、施工後の維持管理等のデータを用いて、本事業で整備する施設等の概略設計及び施工計画の作成を行う。また、土地取得の可能性や土地利用上の制約、環境関連の法令及び規制をよく確認し、実現可能なものとする。各コンポーネントの概略設計及び施工計画の概要は以下の通り。

なお、設計に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」（2009年3月版）（以下、設計・積算マニュアル）を参照して設計総括表を作成し、JICAに対し適用すべき諸基準等の設計条件を説明し、確認を取る。

1) 灌漑整備コンポーネント（水路、圃場整備別）

- ①標準平面図（1/5000程度）、縦断図（1/5000程度）、構造図（1/100程度）他
- ②用排水系統図
- ③特殊な工事が必要な場合、その場所と概要を記載
- ④その他特に記載の必要な事項

2) 農道整備コンポーネント

- ①概略設計図（路線図、平面図、縦断図、横断図、舗装構造図、主要構造物計画図等）
- ②施工計画
 - 他ドナーの協力による施工例等を勘案し、複数の代替案を設定した上で、以下の施工計画案を提示する。
 - ・施工方針
 - ・施工上の留意事項

- ・ 施工区分（先方負担工事との区分）
- ・ 施工監理計画
- ・ 品質管理計画
- ・ 資機材等調達計画
- ・ 実施工程
- ・ 資材ヤード・建設ヤード等の用地候補に係る検討
- ・ 一般交通の切り回し計画

3) 農業機械普及推進コンポーネント

- ① 大型農機（カントリエレベーター等）設置に係る設計図
- ② 本邦技術が活かせる条件とその設計部分
- ③ その他特に記載の必要な事項

(9) 運営維持管理体制及び能力強化（ソフトコンポーネント支援計画策定等）

本事業の実施に伴い、灌漑施設やコメ保管・精米所等の運営・維持管理支援が必要になることから、既存の技術協力プロジェクトと連携し、本事業のコンサルティング・サービスないし有償附帯技術支援プロジェクト等で実施可能なソフトコンポーネント技術支援計画（案）を作成する。特に、持続的な施設の運営及び維持管理を実現するため、カメルーン側関係者（灌漑技術者、施設利用者等）に対し各施設について、以下の項目を念頭にソフトコンポーネントの実施による維持管理指導活動等を行う計画（案）を策定する。

1) 灌漑施設の維持管理

維持管理体制（組織体制、役割分担、水利組合規約）、活動内容、活動状況等（男女別分担内容等）

2) 農道整備の維持管理

- ① 農業省の維持管理体制
- ② UNVDA の維持管理体制
- ③ 人員確保計画（男女別）

3) コメ保管・精米所、農業機械等の維持管理

- ① UNVDA の維持管理体制
- ② 人員確保計画（男女別）
- ④ 農業機械の種類ごとの維持管理方法（スペアパーツ購入方法等も含む）
- ⑤ 農業機械の保有者、管理者と政府等公的機関の役割、維持管理計画（男女別分担内容等）
- ⑥ 農家への農業機械貸出し計画、農業機械使用に関する農家との利用規約・規定作成上の留意事項等（日本側として記載しておくべき点）
- ⑦ 農家コミュニティ形成と農業機械の利用計画（利用スケジュール）

4) 上記の1)～3)のデータや情報の中で、（男女別）と記しているものは男女別に収集し、また記していなくても男女別に収集可能なものは男女別に収集すること。

(10) 調達事情調査（現地調達、第三国調達、サブコンなど）

- ① 現地のリソースの活用を検討するためにカメルーン国内及び想定される第三国の施工業者の施工能力、技術力等について、関連案件等に係る実績を調査し、検討する。
- ② 資機材、建設機械の調達先（現地調達、第三国調達、本邦調達）、調達方法、調達価格等の妥当性を調査する。特にナイジェリア等の近隣の第三国からの資機材調達が多くなることが想定されるため、輸送費を含む単価調査は、必要に応じ第三国にて行うことも可とする。併せて、資機材の輸送経路、荷揚げ港における通関手続き、輸送梱包費等を調査する。また、骨材等の現地で入手可能な建設資材についての品質確認及び価格調査も実施する。

(11) 事業実施計画の策定

1) 資金計画

外貨・内貨構成を含む資金計画、支出計画を年度毎に策定する。その際、類似案件との比較によりコスト積算の妥当性を確認し、実現可能なものとなるようにする。

2) 施工方法・施工計画

概略設計された施設について、特殊な工法や調達方法に影響を与えるような工法（国際入札や特命随意契約が必要となる等）の有無について確認する。

3) 調達計画

事業の実施に必要となる資機材やサービスの調達に関連する現地国内法規や円借款の付帯条件等を十分に勘案し、事業の効率的な実施が可能となるよう、パッケージ分けを含む調達方法を提案する。

また、プロジェクトを円借款事業として実施する場合、その円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項を整理する。特に、プロジェクト実施に際しての以下の項目を含む調達方法のあり方については、考え方を整理して、「調達方法の留意事項」として、別途 JICA に提出する。

- ①カメルーンにおける当該類似業務の調達事情
 - ・一般土木工事、施設工事の入札と契約にかかる一般事情
 - ・現地コンサルタント（詳細設計、施工監理）の一般状況
 - ・現地施工業者の一般事情
- ②入札手法、契約条件の設定
 - ・契約約款、契約条件書等の設定の基本方針 等
- ③コンサルタントの選定方法
 - ・International Consultants の採否、随意契約の可否 等
- ④施工業者の選定方針
 - ・PQ：Pre-Qualification 条件の設定
 - ・LCB：Local Competitive Bid の採否
 - ・入札パッケージ（発注規模、工種別の発注等）の考え方 等

4) 事業実施スケジュール

上記を踏まえ、調達手続きを含めた詳細設計／施工期間について、月単位のバーチャート（JICAの様式に基づく）により、計画を策定する。この際、既往技術協力プロジェクトとの連携、クリティカルな施工項目や本体施工以外の工程（EIAの作成・承認や住民移転、用地取得等を含む）を示した上で、スケジュールの妥当性を検討する。なお、現地の気象条件（雨期・乾期による工事実施可能時期）等を考慮して、より現実的なスケジュールを作成する。

5) 事業実施体制

カメルーンで実施されている当該類似業務の実施体制、制度を把握した上で、本事業を実施するに際しての体制のあり方について検討する。

具体的には以下の項目について検討し、留意すべき事項について整理する。

- ① 実施機関、灌漑公社等の所掌業務、組織構造、人員体制の確認（法的な位置づけを含む）
- ② 実施機関、灌漑公社等の財政・予算状況
- ③ 実施機関、灌漑公社等の技術水準

6) 運転・維持管理計画

上記事業実施体制における各組織能力、職員の技術水準等を確認の上、本事業で整備される施設の運転・維持管理体制を検討し、以下の項目に留意した運転・維持管理計画の提言を行う。

なお、本事業においては先方実施機関の能力強化については、上述のソフトコンポーネント（技術支援等）の必要性についても検討し、提言する。

（本項ではカメルーン国内の類似業務の実施体制等にかかる運営・維持管理計画であり、円借款事業にかかる運営・維持管理計画は（10）で記載。）

- ① 既存施設の管理状況・体制・能力
- ② 職員の増員、配置、人材育成の計画
- ③ 農業機械の維持管理や水利組合等、重点的に能力強化を図るべき技術項目
- ④ 運転コスト縮減策、維持管理の効率化（維持管理用資機材等の調達方法の検討、電力料金の低減方策に関する検討など）
- ⑤ 上記、①～④の計画はジェンダー主流化に配慮した計画とすること。

7) コンサルティング・サービスの内容

事業実施に際して必要となるコンサルティング・サービス（詳細設計・入札補助、施工監理、ソフトコンポーネント等）の内容（TOR案）とその規模（M/M）について、計画する。

8) 工事施工上のリスク及び安全対策

工事施工に際してのリスク及び安全対策を記載すること。

9) その他配慮事項

上記のほか、事業の実施に際して社会開発促進の観点から配慮すべきと考えられる内容（気候変動対策、ジェンダー、エイズ等感染症対策、参加型開発等）

について検討し、提言を行う。

(12) ジェンダー主流化に向けた取り組みの提案

これまでの調査で検討してきた内容も踏まえ、本事業におけるジェンダー主流化に向けた取り組みに係る提言を取り纏めること。その際、営農支援と水利組合の活動では、男女農民双方の裨益及び女性の意思決定への参画を確保することを念頭において計画策定を行うこと。またジェンダー主流化への取り組みとして、水利組合や営農支援活動の参加メンバーを一定数女性にするクォータ制導入や、営農支援プログラムの一部にジェンダー教育を組み込む等を検討すること。

(13) 環境社会配慮

「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月)(以下「環境社会配慮ガイドライン」)に基づき、本業務の中で、環境アセスメント報告書案及び環境チェックリスト案を作成する。

1) 環境アセスメント報告書案の作成

環境アセスメント報告書案の作成に当たっては、世界銀行のセーフガードポリシーのOP4.01 Annex Bに記載ある内容を含めると共に、JICAの「カテゴリ B 案件報告書執筆要領」を参考にする(カテゴリ B 以上の案件は同要領を参照する)。主な調査項目は以下の通り。

- (ア) ベースとなる環境社会の状況(土地利用、自然環境、先住民族の生活区域、及び経済社会状況等)の確認
- (イ) 相手国の環境社会配慮制度・組織の確認
 - ・環境配慮(環境影響評価、情報公開等)に関連する法令や基準等
 - ・EIA承認・公開プロセスの確認
 - ・「環境ガイドライン」との乖離
 - ・関係機関の役割
- (ウ) スコーピング(事業を実施するにあたって考慮すべき環境社会項目とその評価方法を明らかにすること)の実施
- (エ) 影響の予測
- (オ) 影響の評価および代替案(ゼロオプションを含む)の比較検討
- (カ) 緩和策(回避・最小化・代償)の検討
- (キ) 環境管理計画・モニタリング計画(実施体制、方法、費用など)の検討
- (ク) ステークホルダー協議の開催支援(実施目的、参加者、協議内容等)
ステークホルダーの確認・分析結果を踏まえて、現地ステークホルダー協議の開催支援を行い、その協議結果をアセスメント報告書に反映させる。
- (ケ) 情報公開
環境アセスメント報告書のスコーピング案及び報告書案は情報公開される必要があることから、関係省庁と協議の上、必要な手続きを行う。
- (コ) 環境社会配慮助言員会対応
カテゴリ A 案件となる場合は、環境社会配慮助言委員会に「スコーピン

グ案」及び「報告書ドラフト案」を作成した段階で助言を求めるため、その資料作成や質疑対応等の業務支援を行う。

3) EIA 報告書案の作成

カメルーン国内では、事業スコープにつき EIA の承認が必要となることから、本業務において EIA 報告書案の作成を行う。その際、カメルーンにおける環境社会配慮関連法令及び「環境ガイドライン」に基づいて検討を行う。なお、本調査項目は現地再委託により実施可とする。

4) 住民移転計画案の作成

大規模な非自発的住民移転が発生する場合、環境社会配慮ガイドラインに基づき、住民移転計画案の作成を行う。住民移転計画案には、世界銀行セーフガードポリシー OP4.12 Annex A の Resettlement Plan に記載ある内容及び以下(1)～(11)を含めることとする。具体的な作成手順については、世界銀行の「Involuntary Resettlement Source Book Planning and Implementation in Development Projects」も参照すると共に、「カテゴリ B 案件 報告書執筆要領」を参考にする。

また、環境社会配慮助言委員会に「住民移転計画案作成方針」及び「住民移転計画案」を作成した段階で助言を求めるため、その資料作成や質疑対応等の業務支援を行う。

なお、住民移転計画案を策定するために実施した、社会経済調査（人口センサス調査、財産・用地調査、家計・生活調査）、再取得価格調査、生活再建対策ニーズ調査等の関連調査結果も JICA へ提出する。本事業のために既に用地取得あるいは住民移転が行われた土地がある場合、その過程での住民協議方法や補償水準について確認する。

① 住民移転に係る法的枠組みの分析

用地取得や住民移転に係る相手国等の法制度や国内承認・公開までプロセス、「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月)の乖離を分析し、その乖離を埋めるために必要な制度的枠組みを提案する。特に、補償や生活再建対策の受給権者要件、補償金の算定方法、補償金の支払い時期、生活再建対策、苦情処理手続きに関する乖離については必ず確認する。

② 住民移転の必要性の記載

事業概要、事業対象地、用地取得が生じる事業コンポーネントを記載する。また、用地取得及び住民移転を回避・最小化させるために検討された初期設計の代替案を記載する

③ 社会経済調査(人口センサス調査、財産・用地調査、家計・生活調査)の実施

- 人口センサス調査は、事業対象地の全占有者を対象に実施し、補償・生活再建対策の受給権者(地主、賃借人、商売人、店舗従業員、非合法占有者を含む)数を確認する。なお、調査開始日にカットオフデートが宣

言され、カットオフデート後に流入した住民に対しては補償・生活再建対策の受給権は付与されないものとする。移転先地を提供する場合には、移転住民の移転先地に対する意向調査も併せて行う。

- 財産・用地調査は、事業対象地の全占有者が所有する資産を対象に実施し、物理的、経済的に影響を受ける資産項目及びその数量を確認する。人口センサス調査と同時に実施することが望ましい。
- 家計・生活調査は、事業対象地の占有者の最低 20%を対象に実施し、受給権者世帯の標準的特徴、生計・生活水準に関する基礎データ、社会的弱者(特に貧困ライン以下の住民、土地を所有していない住民、老人、女性、子供、先住民族、少数民族、その他当該国の土地収用法でカバーされていない人々を指す)に係る情報を整理する。

④ 損失資産の補償、生活再建対策の立案

- 損失資産の補償、生活再建対策の受給権者要件(地主、賃借人、商売人、店舗従業員、非合法占有者を含む)を特定する。
- 土地ベースで生計を立てている受給権者の場合は、金銭補償ではなく、同立地、同生産性を有する代替地の提供を優先し、提供できない場合はその理由を記載する。
- OP4.12 で定義される再取得費用に基づく損失資産の補償手続き及びその手続きに責任を有する機関について記載する。補償手続きの検討にあたっては、受給権者が所有する代表的な土地、資産の価格査定を目的とした再取得価格調査を必ず実施し、再取得費用と相手国等の法制度に基づく補償水準に乖離があるかを確認する。仮に乖離が確認された場合は、乖離を埋めるために必要な補償金の補填手続き及び責任機関を検討する。なお、物理 1-6 的な移転を伴う受給権者に対しては、転居費用も併せて提供する。
- 移転前と比べ、受給権者の生計及び生活水準が改善、少なくとも回復させるための生活再建対策を策定する。生活再建対策は、損失資産補償補填、雇用提供、給与補填、信用供与、職業訓練等の形態をとりえる。ただし、技術的、経済的に実行可能で有ることに加え、受給権者と協議の上で作成される必要がある。

⑤ 移転先地整備計画の作成

取得される土地に比べ潜在的に生産性や立地に優位性がある移転先地を選定し、住宅や社会基盤(水道や区画道路等)の整備計画、社会サービス(学校、医療等)提供計画を作成する。また、移転先地整備に伴う環境影響評価、緩和策、環境管理計画を作成する。

⑥ 苦情処理手続きの検討

事業対象地にある既存の苦情処理手続きを活用すべきか、新たに苦情処理手続きを構築すべきかについて、簡易さ、利便性、信頼性の観点から比較検討する。選定された苦情処理手続きに関し、手続きを担う組織の権限、組織の構成メンバー、苦情の申立方法、処理手順、処理期限、周知方法等を記載する。

⑦ 実施体制の検討

- 住民移転に責任を有する機関(実施機関、地方自治体、コンサルタント、NGO等)を特定し、各機関の責務(機関の役割、組織図、部署の役割、スタッフの役割、採用基準、人件費を含む経費等)を記載する。
- 住民移転に責任を有する各機関の組織能力評価を行い、能力強化策を策定する。

⑧ 実施スケジュールの検討

補償金や転居に必要な支援(引越手当等)を提供し終え、2)移転先地のインフラ整備や社会サービス(医療や教育等)の提供準備が整った段階で、物理的な移転を開始するスケジュールとする。

⑨ 費用と財源の検討

補償費、移転先整備費、生活再建対策費、事務費等の住民移転に必要な費用を項目別に概算し、全体の支出スケジュールを作成する。補償費は、再取得価格調査を実施した上で、受給権者が所有する代表的な土地、資産の価格査定結果に基づき概算する。相手国等の用地取得、住民移転に係る法制度に基づかない費用を確保する必要がある場合は、その財源の確保方法についても検討する。

⑩ モニタリング・事業終了評価方法の検討

- 実施機関による内部モニタリング体制を検討し、住民移転の進捗監理のために必要なモニタリングフォームを作成する。なお、モニタリングフォームには、住民移転に係るインプット、アウトプット、アウトカム指標を含める。
- 独立機関による外部モニタリング体制を検討し、外部委託する際に必要な公示資料案を作成する。
- 住民移転が計画どおり実施されたか確認するために必要な事業終了評価方法を検討し、外部委託する農業機械の際に必要な公示資料案を作成する。

⑪ 住民参加の確保

ジェンダー、社会的弱者や移転先住民にも十分配慮した形で、住民移転の計画立案から実施を通じて住民参加を確保するための戦略を作成する。当該戦略には、ステークホルダー分析、初期設計代替案に関する住民協議、社会経済調査を通じた個別世帯への事業説明、鍵となる人物へのインタビュー、社会的弱者等とのフォーカスグループディスカッション、住民移転計画案に関する住民協議、移転情報冊子の配布、移転住民の参加を確保した実施・モニタリング体制が含まれることが望ましい。なお、案件形成段階の住民参加を確保するための戦略については、実際に、住民説明・協議の開催支援を行う。また、住民説明・協議を開催した場合は議事録を作成し、得られた意見については住民移転計画へ如何に反映したかも記載する。特に、男女農民双方の裨益及び女性の

意思決定への参画を確保する等、ジェンダー視点に立った戦略を策定することに留意すること。

(14) 概算事業費

施設概略設計に基づき、全体事業費を、内貨・外貨に区分して算定する。また、円借款対象事業費の積算を行う。適用レート等の積算にあたっての条件については、JICA と協議する。

1) 全体事業費項目

概略事業費の積算に当たっては、基本的に以下の項目に分けて積算を行う。なお、報告書には事業費の総表を記載することとし、個別具体的な積算結果は、報告書には記載しない。このうち、下線部についてはその算出方法を JICA から指示することがある。

- a. 本体事業費
- b. 本体事業費に関するプライスエスカレーション
- c. 本体事業費に関する予備費
- d. 建中金利
- e. フロントエンドフィー
- f. コンサルタント費（プライスエスカレーションと予備費を含む）
- g. その他 1（融資非適格項目）
 - ① 用地補償等
 - ② 関税・税金
 - ③ 事業実施者の一般管理費
 - ④ 他機関建中金利
- h. その他 2
 - ① 完成後の委託保守費
 - ② 初期運転資金
 - ③ 移転地整備にかかる費用
 - ④ 研修・トレーニング費用、広報・啓蒙活動等に要する費用
 - ⑤ 当該事業実施に伴い追加的に必要となる管理費

2) 積算上の留意事項

(ア) 事業費等のドナー比較

事業費については、その妥当性を確認するため、他ドナー等が実施した類似案件についての情報を入手し、比較表及び参考となる写真を添付して「事業費等のドナー比較資料」（様式の指定なし）を作成し、概略事業費積算内訳書に綴じ込み提出する。

(イ) 予備費の算出

本案件に関する予備費の計上について、JICA がその要否を検討するために、現地調査等を通じ以下のリスク情報を収集・分析し、これを JICA に提供する。予備費が必要であると JICA が判断した場合、JICA が算定した予備費率を概略

事業費に反映させる。

- ① 経済状況、市場変化にかかるリスク（インフレ率等）
- ② 工事量変動にかかるリスク
- ③ 自然条件にかかるリスク（洪水等）
- ④ 現地政府のガバナンスにかかるリスク
- ⑤ 治安状況にかかるリスク

（ウ）事業費の算出様式

事業については、別途 JICA が提供するコスト計算支援システム（Excel ファイル）の様式にて提出する。なお、同様式については、事業費を事業実施期間の各暦年へ割り振った形式となっている。

（エ）準拠ガイドライン

積算に当たっては、設計・積算マニュアルを参照する。

2) 積算総括表

積算に当たっては、設計・積算マニュアルを参照して積算総括表を作成し、JICA に対しその内容を説明し、確認を取ることにする。

3) 概略事業費にかかるコスト縮減の検討

概略事業費の算出に当たっては、以下の（ア）～（エ）を踏まえ、コスト縮減の可能性を十分に検討し、同縮減策（含む効果など）にかかる検討結果を別途 JICA が指示する様式にとりまとめ、提出する。

（ア）最適計画の策定

本業務において、施工方法、施工技術、契約方式等の各観点から標準的な実施計画とコスト縮減の可能性のある代替計画案を比較・検討しつつ、事業費を含めて最も効率的な最適計画を策定する。

① 施工方法に係る最適化

標準的な施工方法と、工期短縮などによりコスト縮減の可能性のある施工方法を比較・検討する。

② 施工技術に係る最適化

標準的な施工技術と、コスト縮減の可能性のある先進的な施工技術を比較・検討する。

③ 契約方式に係る最適化

標準的な契約方式と、コスト縮減の可能性のある他の契約方法を比較・検討する。

（イ）附帯的施設の再検討

附帯的施設については、従来の標準的な規模や規格に対して再検討を行うことなどを通じてコスト縮減を図る。

（ウ）事業計画の一部見直し

円借款候補案件の規模や機能の検討にあたって、コンサルタントが従来どおり検討して作成する事業計画に対して一部見直しや工夫を行うことにより、一層効率的な事業計画となるようコスト縮減を図る。

(エ) 適正な工期設定

円借款支援事業の完成まで適正な工期を設定することにより、コスト縮減を検討する。また、調達ロットについても、入札による競争原理を通じたコスト縮減を図るためのロット分けの方法についても、かかる工期設定の段階において実施機関と十分に協議し、検討することとする。

(15) 相手国側負担事項の確認

以下の想定されるカメルーン側の負担事項を確認すると共に、以下の項目以外の先方負担事項がないか確認し、必要事項全ての実施手続き、スケジュール、責任機関、予算措置方法等について確認する。また、同負担事項を実施するために必要な経費を算出し、先方政府と共有する。

- 1) 事業サイトの用地の確保及びこれにかかる住民補償
- 2) 事業サイト建設用地内の樹木の伐採又は移植
- 3) 環境影響評価の実施と許可の取得
- 4) サイト内耕作地利用者の建設工事中の代替地の確認または補償
- 5) 環境チェックリストの作成と環境モニタリングシートの作成
- 6) 建設許可の取得
- 7) 政府負担事項に係る予算確保
- 8) カウンターパートの配置と経費負担
- 9) 完工後の維持管理・運営
- 10) 建設後の環境モニタリング

(16) 事業評価と運用・効果指標の提案

本事業について、1) 経済面、2) 財務面、3) 社会面、4) 環境面、5) 技術面の各観点からのフィジビリティを分析する。また、事業を1) 定量的効果、2) 定性的効果に分類して評価する。

1) 定量的効果については、可能な限り定量的指標（運用・効果指標）を設定し、指標基準値・目標値の設定、データ入手手段を提案するとともに、プロジェクト完成後約3年を目途とした目標年の目標値を設定する。指標としては、①コメの生産量(トン/年)、②コメの単位収穫(トン/年/ha)、③農家収益額(Ksh/年/ha)、④年平均日交通量(台/日)、⑤農産品の市場流通量(トン/年)等が想定される。

この他、受益者数、経済的内部収益率(EIRR)および財務的内部収益率(FIRR)も算出する。なお、IRRの算出にあたっては、便益や費用項目の設定方法についてJICAに事前確認を行うと共に、計算根拠資料及び算出に使用した計算シート(Microsoft Excel 電子データ)をバックデータとしてJICAに提出する。

2) 定性的効果に関しては、男女農民双方に対する「農業技術の向上」「農民グループ活動の活性化」「水利組合による灌漑施設の維持管理・保守」等が考えられるが、それらの妥当性と測定方法、または代替案等の提案を行うこと。その際、ジェンダ

一視点に立った定性的効果測定をおこなう必要があることを念頭に置き、指標を検討すること。

(17) 提言

1) 円借款事業実施上のリスク管理

農業・稲作セクターの円借款事業実施に際して想定されるあらゆるリスクを、他国での類似案件、現地調査、PRODERiP 報告書等の既存資料等を活用しつつ網羅的に整理し、事業実施にあたって必要な提言を行なう。

また、灌漑整備や農道整備等のインフラ整備事業実施に伴い、自然条件、社会・経済条件、土地条件等が変化すると想定されることから、本事業の実施にあたって予想されるプロジェクトリスクについて洗い出し、それらの回避策、緩和策、対応策について提案する。さらに、審査段階および案件監理段階において発生しうるリスク事項の特定および対応策をまとめ、別途 JICA が提供する「リスク管理シート (Risk Management Framework)」の様式にて作成する。仮にリスクが存在する場合は、リスク軽減策とそのアクションプランを提案し、本業務でカメルーン政府及び本事業の借入人、実施機関と十分協議・確認する。

2) 他ドナー連携、協調融資の可能性等

本事業における他開発パートナーとの連携の可能性（含む協調融資）についても提案する。

3) STEP 適用可能性の検討

同地域・セクターにおける本邦企業の関心や本邦技術の優位性等に係る調査結果を踏まえ、本事業において STEP の適応可能性を提案する。なお、適応可能な場合は、JICA が定める「円借款・本邦技術活用条件 (STEP) にかかる運用ルール」に沿って、本邦調達比率 (3 割以上) やその比率の中に含まれる日本原産の資機材・プラント名、想定される概算事業費、入札関心企業 (主契約者として) 等を報告書に記載する (概算事業費については、適応の確度が高い場合は、「(15) 概算事業費」の中に含めることも可とする)。

4) (12) にも記したように、本事業におけるジェンダー主流化の取り組みについて提言を取り纏めること

(18) 準備調査報告書 (ドラフト) の作成、説明、協議

上記調査結果をドラフト・ファイナル・レポートとして取り纏め、カメルーン政府関係者等に説明し、内容を協議・確認する。

(19) 準備調査報告書の作成・提出

カメルーン政府関係者等への準備調査報告書 (ドラフト) の説明・協議を踏まえ、必要な箇所について修正し、準備調査報告書 (成果品) を作成する。

7. 成果品等

(1) 報告書・技術成果品

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は準備調査報告書及びデジタル画像集とする。

各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前に JICA に説明の上、その内容について了承を得るものとする。

1) 成果品等

レポート名	提出時期	部数など
インセプション・レポート (IC/R)	調査開始時	仏文 10 部 (うち、先方政府へ 5 部)、和文 5 部
インテリム・レポート (IT/R)	調査開始 3 か月後を目安とする	仏文 10 部 (うち、先方政府へ 5 部)、和文 5 部
準備調査報告書 (ドラフト) (DF/R)	調査開始 7 か月後を目安とする	英文 10 部 (うち、先方政府へ 5 部)、仏文 10 部 (うち、先方政府へ 5 部)、和文 5 部
準備調査報告書 (F/R) ・ 要約 ・ メインレポート ・ サポートングレポート ・ データブック	DF/R に対するコメントを受け取ってから 1 ヶ月以内	英文 10 部 (うち、先方政府へ 5 部)、仏文 10 部 (うち、先方政府へ 5 部)、和文 5 部 CD-R 3 部
デジタル画像集	F/R と同時提出	CD-R 2 部

2) その他の提出物

(ア) 議事録等

各報告書に係る同国政府との協議概要を協議議事録 (M/M) に取り纏め、JICA に速やかに提出する。

JICA が別途開催する各種会議について、議題、出席者、議事概要等を、議事録案 (JICA が指定する様式による) にとりまとめ、会議開催後 3 日以内に JICA に提出する。

(イ) 調査業務報告書

JICA の規定により調査業務日誌を添付した月例の調査業務報告を翌月 15 日までに JICA に提出する。和文にて調査進捗状況の要約 (1~3 枚程度) を作成し毎週メールにて監督職員に提出すること。詳細につき事前に監督職員に確認すること。

(ウ) 先方政府への提出文書

同国政府に文書を提出する場合には、その写しを速やかに JICA に提出する。

(エ) その他

上記提出物の他、JICA が必要と認め、書面により報告を求める場合には、速やかに提出する。

(2) 報告書の仕様

報告書類の印刷、電子化（CD-R）については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン（2010年3月）」を参照する。なお準備調査報告書については製本することとし、その他の報告書等はすべて簡易製本（ホッチキス止め可）とする。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照する。

(3) その他、調査報告書作成にあたっての留意事項

- ・ 各報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述すること。
- ・ 各報告書は、同国政府への提出に先立ち、事前に JICA に提出し、承諾を得ること。
- ・ 各報告書表紙の裏面には、調査時に用いた通貨換算率とその適用年月日を記載すること。
- ・ 各レポートには、その内容の要点を記載したサマリーを加えること。準備調査報告書については、調査結果の概要を 3~5 ページ程度に取り纏め、本文と色違いで和文要約、英文・仏文サマリーの最初の部分に入れること。
- ・ レポートの作成にあたっては、装丁等が華美に流れ過ぎないように、常識の範囲内で極力コストダウンを図ること。
- ・ レポートが特に分冊形式になる場合は、本論と例えばデータの根拠との照合が容易に行えるよう工夫を施すこと。
- ・ 報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、英文・仏文報告書の作成に当たっては、その表現振りに十分注意を払い、国際的に通用する外国文により作成するとともに、必ず当該分野の経験・知識とともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。
- ・ レポートで引用した統計、資料、数値等については、必ず出典を明記すること。

第3 業務実施上の条件

1. 業務工程

2016年1月下旬より業務を開始し、2016年8月末までに準備調査報告書のドラフトを作成、2016年10月下旬までに準備調査報告書を作成・提出する。調査工程及び各報告書の作成時期は、目途として下図に示すとおりとする。但し、調査中の状況により必要と判断されれば、JICA及びカメルーン政府関係者と協議の上で変更できる。

年	2016										
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
国内作業	■			■				■		■	
現地作業		■	■	■	■	■	■	■	■		
(JICA 調査団)		▨							▨		
報告書		▲ IC/R			▲ IT/R			▲ DF/R			▲ F/R

IC/R: Inception Report

IT/R: Interim Report

DF/R: Draft Final Report (準備調査報告書 (ドラフト))

F/R: Final Report (準備調査報告書)

2. 業務量の目途と業務従事者の構成 (案)

(1) 業務量の目安

合計 約 26.59 M/M

(2) 業務従事者の技術分野 (案)

本業務には、下記の分野を担当する団員を参加させることを基本とし、調査内容に応じてプロポーザルで提案する。

- 1) 総括/全体構想計画 (2号)
- 2) 農業計画/バリューチェーン/農家経済/財務分析 (3号)
- 3) 灌漑整備設計/施工計画/運営管理計画
- 4) 農道整備設計/施工計画/運営管理計画
- 5) 農業機械普及計画/機械運営・維持管理計画
- 6) 水文・気象・水資源
- 7) 土壌・地質
- 8) 環境社会配慮

(3) 通訳

現地での仏語－英語通訳の備上を認める。必要経費を見積書に記載すること。なお本経費は本見積で計上すること。

3. 配布資料等

(1) 配布資料

- 1) コスト積算キット（本体およびマニュアル）
- 2) リスク管理シート（Risk Management Framework）
- 3) UNVDA 灌漑整備対象地図
- 4) PRODERIP 対象地域農道候補案件リスト
UNVDA 農道候補案件リスト

(2) 公開資料

- 1) JICA Climate Financial Impact Tool
以下の URL よりダウンロード：
<http://www.jica.go.jp/activities/globalization/climate.html>
- 2) 円借款事業の調達およびコンサルタント雇用ガイドラインに係るハンドブック
以下の URL よりダウンロード：
http://tw3s0301.jica.go.jp/data/pdd/pdd_open/myweb/pdds/pgl/mokji.htm
- 3) 標準入札書類
－コンサルタント
－本体（プラント）
以下の URL よりダウンロード：
http://www.jica.go.jp/activities/schemes/finance_co/procedure/guideline/index.html
- 4) 円借款・本邦技術活用条件（STEP）にかかる運用ルール
http://www.jica.go.jp/activities/schemes/finance_co/about/ku57pq00001bs41s-att/rule.pdf
- 5) 「ナイジェリア連邦共和国・カメルーン共和国 稲作振興プログラム策定支援協力準備調査報告書」
http://open_jicareport.jica.go.jp/841/841/841_524_12012845.html
- 6) NRDS
http://www.jica.go.jp/english/our_work/thematic_issues/agricultural/pdf/cameroon_en.pdf
- 7) PRODERIP 関連報告書一覧
http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/index.php?ankenNo=1000645&scheme_s=&evalType=&start_from=&start_to=&list=search

4. JICA からの参加団員の構成と現地調査行程（案）

(1) 第一回現地調査

- 1) JICA 団員構成：総括、技術監理、計画管理
- 2) 調査行程：約 10 日間
- 3) 目的：

本業務の調査団が、相手国関係機関との協議及び現地調査を通じて本計画の内容を検討し、双方の合意事項などに関するミニッツを取り纏めるタイミングで、JICA からの第一回現地調査団を派遣予定。ミニッツの作成に係る協議の場には、JICA 団員も参加し、必要なインプットを行う。特に、本事業の融資対象となる灌漑及び農道の対象サイトについては、2015 年 10 月に JICA が実施した本協力準備調査の TOR ミッションの結果を踏まえ、本業務の調査団と十分に協議した上で、可能な限り決定することを想定している。

(2) 第二回現地調査（報告書案説明）

- 1) JICA 団員構成：総括、計画管理
- 2) 調査行程：約 8 日間
- 3) 目的：

本業務の調査団が相手国関係機関へ準備調査報告書（ドラフト）の説明を行うタイミングで、JICA は第二回現地調査団を派遣予定。JICA 団員が審査の準備に向けて相手国関係機関とミニッツ等を取り纏める場合、本業務の調査団は、必要なインプットを行うと共に、資料作成等の業務支援を行う。

5. 再委託

「第 2 6. 業務の内容」(5) で言及している項目については、調査実施上の必要に応じ当該業務に経験豊富な業者に委託して行うことを可とする。但し、再委託にあたっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン(2012年4月)」に基づき、仕様書及び業者選定方法、契約相手、契約内容等については、委託業者と契約締結以前にJICAの承認を得るものとし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。またプロポーザルでは、再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している業者の候補者名並びに再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。

必要な経費は、本見積りに含めること。

6. 機材の調達

(1) コンサルタントに購入・輸送業務を委託する資機材

JICA がコンサルタントに購入・輸送業務を委託する資機材は現時点では特に想定していないが、業務遂行上必要な機材があればプロポーザルにて提案すること。なお提案の機材は必要最低限のものとし、本経費は本見積りに含めること。

なお、購入された資機材は、JICA より受注

者への貸与とする。受注者は、JICA が定める「委託契約等における機材調達・管理ガイドライン(2015年7月版)」を遵守した方法・手段により資機材を調達するものとする。

(2) JICA が別途購入し、受注者に貸与する機材。

特に想定していない。

(3) その他

調査に必要と考えられる設計用機材、簡易測定用機材等については、レンタルを原則とし、当該必要経費を一般業務費「賃料損料」に計上する。

7. その他の留意事項

(1) 複数年度契約

本業務については複数年度にわたる契約を締結することとするため、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年

度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

(2) 安全への配慮

現地作業期間中は安全管理に充分留意する。当地の治安状況については、JICA セネガル事務所および在カメルーン日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時に安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を充分に行う。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、通信手段を確保し、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取るよう留意する。また、現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

(3) 不正腐敗防止

本調査の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス (2014 年 10 月)」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

以上

